

介護保険事業所番号 1870100045

〈指定介護老人福祉施設・指定短期入所生活介護〉

# たんぽぽ苑

福井市石盛3丁目301番地 (0776) 56-0992

## 1. 運営方針

要介護状態であって、居宅において介護を受けることが困難な方に対して、施設サービス計画書に基づいた食事・排泄・入浴等の介護、及び日常生活上のお世話をさせていただきます。

## 2. 対象者

①指定介護老人福祉施設 要介護3～5の認定を受けられた方。

(要介護1・2の方は特例入所の要件該当者であれば入所可)

②指定短期入所生活介護 要支援及び要介護1～5の認定を受けられた方。

※但し、法定伝染病などの疾病がある方は利用できません。

## 3. 施設の概要

定員：指定介護老人福祉施設 80名

指定短期入所生活介護 20名

居室：従来型個室 1,350円/日

トイレ付個室(12部屋) 1,400円/日

## 4. 職員配置

ご利用者と介護・看護職員は3:1の比率で配置しています。

## 5. 勤務体制

夜間は、介護職員のみ(看護職員は勤務していません)での対応となります。指定介護老人福祉施設80名と指定短期入所生活介護20名を4名の介護職員で介護します。

## 6. 協力病院及び健康管理

つくし野病院(内・外・整形・胃腸・呼吸器・循環器科・眼科・耳鼻科等)、ヒガシダ歯科医院、新家歯科医院となっています。

職員が送迎し通院同行する病院は、協力病院のみとなっています。他の病院への受診を希望される場合は、ご家族の送迎をお願いします。

入所前には、かかりつけ医からつくし野病院への紹介状の提出をお願いしています。

入所後はつくし野病院の医師が週2回、診察に来ます。年1回インフルエンザ予防接種をしています。

また、肺炎球菌ワクチンを未接種の方につきましては、入所後に接種をお願いしています。

## 7. 面会時間及び外泊・外出

面会時間は、9:00～20:00 までとなっています。面会時には、所定の駐車場をご使用下さい。

感染症が流行している時期は、ご遠慮いただくこともあります。

外出・外泊は、付き添いの方が所定の届け出用紙に記入いただければ可能です。

## 8. 入浴について

週2回を基本として入浴日に入浴を行います。介護状態・その日の体調に応じて一般浴、特殊浴槽、清拭、シャワー浴を行います。

## 9. 退所について

ご利用中に自立・要支援 1～2 の判定を受けた場合は退所になります。また、入院となり3ヶ月以上の治療が必要と見込まれる場合には、契約を解除させていただきます。

入所中であっても、退所（途中解約・契約解除）を希望することができます。退所を希望する場合は、退所を希望する日の7日前までにお知らせください。

## 10. その他

寝具は当苑で準備しております。

衣類はお持ちになって頂き、洗濯は当苑で行いますが、特殊な洗濯が必要な物（セーター・毛布・布団など）につきましてはご家族でクリーニングをお願いします。

タンス・ワードローブ各1棹は居室にあります。その他テレビ等必要な物は、職員に相談の上、お持ちになってください。

面会時のおやつや差し入れは、食事を制限されている方もいらっしゃいますので、職員にご相談ください。生ものの持ち込み、ご利用者自身での管理はご遠慮頂いております。

1.1. 利用料金（利用者負担分）

R6年4月1日～

項目		介護老人 生活介護	短期入所 生活介護
施設利用料 (1日分) ※介護保険 1割負担分	要支援1		451単位
	要支援2		561単位
	要介護1	589単位	603単位
	要介護2	659単位	672単位
	要介護3	732単位	745単位
	要介護4	802単位	815単位
	要介護5	871単位	884単位

短期入所生活介護の介護（予防）給付サービス加算

サービス提供強化加算(I)	22単位/日
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	15単位/日
看護体制加算(Ⅲ)(Ⅳ)	35単位/日
機能訓練体制加算	12単位/日
個別機能訓練加算	56単位/日
医療連携強化加算	58単位/日
療養食加算	8単位/回
看取り連携体制加算	64単位/日
口腔連携強化加算	50単位/回
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月
送迎加算	184単位/回

下記の■の加算は所定単位数に各パーセンテージを乗じた単位数

R6年6月1日～ ■介護職員等処遇改善加算(I)	14%
--------------------------	-----

居住費	従来型個室	1350円/日
	トイレ付個室	1400円/日
食費	朝食	370円
	昼食(おやつ)	650円
	夕食	630円
日用品セット(希望者のみ)		100円/日(整容用具類 等)
理美容代(希望者のみ)		散髪 2,000円

※厚生労働省告示により、福井市は7級地に区分され、1単位あたり10.14円（短期入所生活介護は10.17円）を乗じて得た額【ご利用者負担分は、負担割合証に応じて1割・2割・3割】と定められています。

## 入所 利用者負担分の概算【 1ヵ月を30日で計算 】

第4段階（年収200万円以上もしくは課税世帯）の場合

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	589	659	732	802	871
日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36 単位				
夜勤職員配置加算(Ⅲ)口	16 単位				
栄養マネジメント強化加算	11 単位				
看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)	12 単位				
個別機能訓練加算(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)	12 単位/日+20 単位/月+20 単位/月				
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50 単位 / 月				
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13 単位 / 月				
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110 単位 / 月				
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 単位 / 月				
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に14%を乗じた単位数【R6年6月～】				
食費	¥1,650				
居住費	¥1,350				
日用品セット	¥100				
月額(1割)	¥116,701	¥119,128	¥121,660	¥124,088	¥126,481
(2割)	¥140,400	¥145,225	¥150,319	¥155,174	¥159,960
(3割)	¥164,100	¥171,383	¥178,979	¥186,261	¥193,440

※ 入所時にかかる加算が別個あります。

※ その他、状態に応じた加算が算定される場合があります。

● 『介護保険負担限度額認定証』を交付された方の食費・居住費の差額  
(R6年8月～)

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費	¥380	¥480	¥880	¥880	¥1,350
食費	¥300	¥390	¥650	¥1,360	¥1,650
日用品費	¥100	¥100	¥100	¥100	¥100
合計	¥23,400	¥29,100	¥48,900	¥70,200	¥93,000
差額	¥69,600	¥63,900	¥44,100	¥22,800	—